

3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

■ 現状と課題

本市では、次代を担う人材として、ふるさと光市と生まれ育った地域をこよなく愛し、地域の担い手となるべく、夢と希望と誇りを持って、明るい未来を切り拓く「光っ子」の育成を目指しています。

人権教育においては、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、生涯にわたり人権が尊重され、自由で平等な生活ができる人権尊重社会の実現を目指すため、「光市人権施策推進指針*」に基づく「いのち（生命）」「じゆう（自由）」「びょうどう（平等）」の理念のもと、学校、家庭、地域が一体となった人権教育・啓発活動の推進とともに、学校現場での教育活動を通じて、ゆたかな心を育む教育を組織的、継続的に実施しています。

社会教育においては、「地域の子どもは地域で育てる」といった考え方のもと、特に学校、家庭、地域の連携を通じた青少年の健全育成や、様々な奉仕・体験活動を通じた地域健全育成活動を推進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めるなど、心身ともにたくましい子どもの育成が求められています。

また、豊かな人間性を育むとともに、日頃の暮らしにゆとりや潤いを与えてくれる芸術や文化活動では、芸術・文化、伝統芸能に加え、文化財や歴史的資源を適切に保存、活用、継承していくことは、郷土愛を育み、新たな文化を生み出すきっかけにもつながります。こうした芸術や文化に市民が気軽にふれあえる機会を創出するため、市民ホールや文化センターなどにおいて、優れた芸術や文化にふれ、親しめる環境の整備に努めるとともに、市民の自主的な芸術・文化活動を積極的に支援しています。

基本施策 3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進

■ 基本施策の方針

市民一人ひとりが、かけがえのない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重され、自由で平等な生活ができる地域社会を実現するため、「光市人権施策推進指針*」の理念を踏まえ、人権施策に関する総合的、効果的な取組みを通じて、市民の人権尊重への意識を高めるとともに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、正しい知識や理解を深めるための人権教育を推進します。

また、児童生徒の心身の成長の過程に即し、人権尊重の視点に立った指導の充実に努めるとともに、一人ひとりが互いを尊重した人間関係を構築できるよう家庭や地域と連携した環境づくりや人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めます。

さらには、関係機関との連携により、各種講演会や研修会を開催するなど、地域における学習機会の充実に組織的、継続的に実施します。

■ 具体的施策

1 学校における人権教育の推進

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|------------------|---|----------------|
| 組織的、計画的な推進体制の確立 | 校内推進組織を設置し、人権教育担当者を中心に、組織的に全体計画や年間指導計画、研修計画の立案等を行い、効果的な取組みとなるよう、家庭や地域と連携し、様々な活動の実施を推進します。 | 人権教育課 学校教育課 |
| 人権尊重の視点に立った指導の充実 | 互いを尊重した人間関係や人権を尊重した学習環境の整備に努めるとともに、児童生徒一人ひとりの特性を踏まえ、自己存在感や自己決定、共感的人間関係を大切にした教育活動の実践を図ります。 | 人権教育課 学校教育課 |
| 研修機会の充実等 | 人権に関する相談に適切に助言できるよう、光市学校人権教育研究指定校を中心に、学校における人権教育の充実に向けた調査、研究を行います。 また、人権尊重の意義や理念を理解し、課題を正しく認識できるよう、児童生徒の実態や教職員のニーズ、地域の課題等を踏まえ、計画的に研修会を実施します。 | 人権教育課 学校教育課 |

2 地域社会における人権教育の推進

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|-----------------|---|-------|
| 支援・推進体制の整備・充実 | 人権教育推進協議会において活動状況、人権尊重に関する地域社会の課題及び住民の興味・関心を把握し、相互の連携を深め、講演会及び研修会への自主的な参加が得られるように努めます。 | 人権教育課 |
| 指導者の育成と資質の向上 | 光市人権教育指導者研究会員が所属する様々な組織との連携を密にし、講演会等への自主的な参加や人権に関わる認識を深めるため、講座などの運営を支援するなど、指導者の育成と資質の向上に努めます。 | 人権教育課 |
| 学習機会の充実と交流活動の支援 | 多様な学習機会や学習資料等の充実を図るなど条件整備に努め、特に、事業所等で人権に関する研修が行われるよう支援し、企業人権講座の充実に努めます。 | 人権教育課 |
| 人権教育・啓発等の充実 | 様々な人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。また、市民の人権意識の高揚を図るための講演会及び研修会を実施します。 | 人権教育課 |
| 教育集会所の適正な管理 | 学習活動、交流活動を行う教育集会所施設の計画的な補修を行い、施設の安全管理を図るとともに、機能集約など、今後のあり方についても検討していきます。 | 人権教育課 |

■ 主な指標

| 指標名 | 近況値 | 目標値(H33) |
|----------------|--------|----------|
| ①人権教育・啓発事業参加者数 | 2,650人 | 2,800人 |

※近況値出典【年度】：①人権教育課【28】

事業 Pick Up

青少年活動の促進

～中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ*及びクリーン光大作戦～

中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ*では、地域社会の様々な行事や活動に参加し、野外活動やレクリエーション等、集団の中での体験活動を通じて、他校生徒との親睦を深め、友情を育み、地域社会との関わりを深めて自己の向上を図ることを目的に実施しています。

また、クリーン光大作戦は、青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的に、昭和48年以来の長い歴史と伝統があり、平成29年度の開催で44回目を迎えました。平成29年7月9日(日)の当日は、児童生徒の自主的な参加も含め、15,000人を超える参加がありました。多くの市民のご協力により、光市はますます美しいふるさとになっています。



基本施策3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進

■ 基本施策の方針

少子化や核家族化の進展をはじめ、インターネットやスマートフォン等の急速な普及など、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、学校、家庭、地域が連携・協力し、社会全体で次代を担う青少年の健全育成に向けた機運の醸成に努めます。

特に、青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的とした、地域や家庭におけるふれあいの奉仕活動である「クリーン光大作戦」の継続的な実施や、日々の地域健全育成活動である「あいさつ運動」の実施など、地域における様々な奉仕・体験活動を通じて、青少年の健全育成を推進します。

また、豊かな自然に恵まれた、周防の森ロッジを活用し野外活動や幅広い学習講座を通じ、人や自然とのふれあいにより、青少年の健全育成を図ります。

さらには、子ども会などの社会教育関係団体の育成とともに、様々な講習会や研修会等の開催により、青少年活動に携わる指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

■ 具体的施策

1 社会教育活動の支援

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|----------------|--|----------|
| 社会教育関係団体の育成・支援 | 社会教育関係団体の活動の充実発展のため、団体の目的に応じて行われる教育活動に関する情報提供を行うとともに、助言や支援を通じて社会教育関係団体の活性化に努めます。 | 文化・社会教育課 |

2 光市民憲章の普及・啓発

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|-----------------|--|----------|
| 会議等における光市民憲章の唱和 | 光市民憲章の唱和を通じて、まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、普及・啓発活動に努めます。 | 文化・社会教育課 |
| 光市民憲章実践指定校の活動支援 | 次代を担う児童生徒の育成のため、学校教育において憲章精神の一層の浸透を図ることにより、市民憲章運動実践の定着に向けて、毎年市立小・中学校2校を指定し、支援していきます。 | 文化・社会教育課 |

3 青少年健全育成の推進

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|------------------------------------|---|----------|
| 放課後児童クラブ (サンホーム)*の 管理・運営(再掲) | 放課後及び土曜日、長期休業中に保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な生活と遊びの場を提供するなど、子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ります。 | 文化・社会教育課 |
| 放課後子ども教室* の充実(再掲) | 地域との連携により、放課後等にコミュニティセンター*や小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。 | 文化・社会教育課 |
| 地域健全育成活動 の推進 | 青少年健全育成市民会議等の社会教育関係団体をはじめ、学校・家庭・地域の強い連携のもと、青少年を取り巻く環境浄化活動の展開及び非行防止の巡回活動を実施します。また、スマートフォン等の正しい利用を推進するなど、被害防止対策に努めます。 | 文化・社会教育課 |
| 家庭・地域における 対話の促進 | 「家庭の日＝ふれあいの日運動」や「あいさつ運動」の推進等により、家族の絆を深めるとともに、青少年と地域とのふれあいを促進し、「地域の子どもは地域で育てる」という機運の醸成を図ります。 | 文化・社会教育課 |
| 青少年活動の促進 | 中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ*等による講習会や研修会の開催により、青少年活動の指導者やリーダーの育成等に努めます。また、クリーン光大作戦を実施し、青少年の地域貢献活動を促進します。 | 文化・社会教育課 |
| 地域学校協働活動 の推進(再掲) | 各中学校区に地域学校協働活動推進員(統括コーディネーター)*を配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援します。 | 文化・社会教育課 |
| 相談体制の整備 | ヤングテレホンひかり*や専門家による教育相談の実施により、様々な悩みを抱える子どもや保護者等に対応するための相談体制の整備と機能充実に努めます。 | 文化・社会教育課 |

4 青少年関連施設の管理・運営

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|-------------------|--|----------|
| 周防の森ロッジの 管理・運営 | 社会教育関係団体等と協働し、安全・安心に施設を利用できるよう野外活動エリアや施設、備品の適正な維持・管理に努めます。 | 文化・社会教育課 |
| 各種体験学習の実 施 | 自然体験教室の実施等により、自然環境の中で、自然とのふれあいを通じて豊かな感性とたくましい体を育み、青少年の健全育成を図ります。 | 文化・社会教育課 |

■ 主な指標

| 指標名 | 近況値 | 目標値(H33) |
|---------------------------|---------|----------|
| ①青少年健全育成に関する活動に参加している人の割合 | 50.1% | 60.0% |
| ②中学生リーダー・ジュニアリーダーの講座への参加率 | 28.1% | 35.0% |
| ③クリーン光大作戦への参加児童生徒の割合 | 58.4% | 66.0% |
| ④周防の森ロッジの利用者数 | 12,873人 | 15,000人 |

※近況値出典【年度】：①光市まちづくり市民アンケート【29】

②③④文化・社会教育課【28】

事業 Pick Up

各種体験活動、交流活動の機会の充実

～周防の森ロッジを活用した体験活動～

周防の森ロッジでは、豊かな自然に恵まれ、キャンプ研修等の野外活動を通じて、多くの人や自然とふれあうことにより、豊かな感性を身に付け、たくましい青少年の育成を図ることを目的に、夏季には島田川での子どもカヌー教室、冬季には親子野鳥観察教室など、各種教室の開設や教育キャンプ、通学合宿等様々な事業を行っています。



基本施策 3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

■ 基本施策の方針

日々の暮らしにゆとりや心の豊かさを実感できる芸術・文化活動の振興を図るため、優れた芸術・文化にふれあう機会を創出するとともに、施設の有効的な活用や様々な活動に関する情報提供など、より多くの市民が芸術・文化に親しむことのできる環境の整備を進めます。

また、本市には、彫金分野における重要無形文化財*保持者（人間国宝）をはじめ、国指定文化財である石城神社本殿や石城山神籠石、県指定文化財である旧伊藤博文邸や島田人形浄瑠璃芝居など、有形・無形の文化財や史跡、民俗芸能や伝統芸能が多数存在しています。こうした伝統文化や文化財等の保存、有効的な活用、継承とともに、観光をはじめ、まちづくり、国際交流、福祉、その他の各関連分野における施策との連携に努めます。

さらには、様々な歴史的資源の継承に向けた後継者の育成をはじめ、市民の文化行事等への積極的な参加や子どもたちへの体験機会の充実に努めます。

このほか、明治維新 150 年を見据え、伊藤博文公の生涯を学び、継承していくため、伊藤公資料館での企画展の開催や周辺環境の整備を進めるとともに、市民ホールや文化センター等の文化施設を有効に活用し、各種芸術や文化活動を促進するなど、施設の適正な維持、管理にも努めます。

■ 具体的施策

1 芸術・文化活動の振興と活性化

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|------------------------|--|----------|
| 芸術・文化活動に関する情報の提供 | 市民の芸術・文化活動に対する関心を高め、芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実に努めます。 | 文化・社会教育課 |
| 地域における芸術・文化活動及び団体等への支援 | 各文化施設等での芸術・文化活動の発表の場の拡充や市民の自主的な芸術・文化活動の支援とともに、関係団体の育成に努めます。 | 文化・社会教育課 |
| 芸術・文化にふれる機会の充実 | 市民の芸術・文化交流の場を提供するとともに、質の高い芸術・文化の鑑賞機会を創出します。 | 文化・社会教育課 |
| 芸術・文化活動と関連施策との連携 | 芸術・文化により生み出される様々な価値を継承、発展及び創造に活用するため、観光やまちづくりなどの関連分野における施策との連携に努めます。 | 文化・社会教育課 |

2 地域文化の保存・活用・継承

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|------------------|--|----------|
| 文化財・歴史的資源の保存・継承 | 書籍「未来をひらく 光市の歴史文化」や文化財カルテ*等を活用し、文化財・歴史的資源の保存・継承に努めるとともに、次代を担う子どもたちを対象とした出前講座の実施や現地学習の機会を創出し、ふるさとの歴史への誇りや愛着を持てる取組みを推進します。 | 文化・社会教育課 |
| 伝統芸能や祭りの保存・活用・継承 | 市民と協働で、地域に密着した伝統芸能や祭りの保存・継承を図るとともに、資源のネットワーク化を行い、地域コミュニティ*の活性化や地域間の人的交流を促進します。 | 文化・社会教育課 |
| 伝統芸能の後継者の育成 | 地域の特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者の育成を図るとともに、次代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出し、地域の伝統芸能を愛する心を醸成します。 | 文化・社会教育課 |

3 伊藤博文公の遺徳継承と資料館の利用促進

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|-----------------|--|----------|
| 伊藤博文公遺徳継承事業 | 伊藤公の生涯や業績を学び、継承していくため、企画展や子ども歴史講座を開催し、伊藤公の遺徳を知る機会の創出に努めます。 | 文化・社会教育課 |
| 資料館における常設展示の充実 | 資料館が収蔵する資料について整理及び調査を行い、伊藤公の書簡や歴代総理大臣の書をはじめとする定期的な展示替えや、理解促進を図るための解説パネルや資料の充実に努めます。 | 文化・社会教育課 |
| 資料館利用の促進及び連携・強化 | 資料館に関する情報等について、マスコミや旅行業者に向けたパンフレット配布やホームページの更新など、積極的な発信を行います。また、市内の関係機関との連携により、資料館を活用した地域の活性化の推進及び教育的観点から、利用推進を図ります。 | 文化・社会教育課 |

4 文化施設の利用促進と環境整備

| 主な取組み | 概要 | 担当 |
|----------------|---|----------|
| 歴史・文化施設等の整備・充実 | 歴史・文化施設等を効果的に活用し、多彩な芸術・文化活動を促進するため、歴史・文化施設等の良好な維持管理に努めます。また、市民が芸術・文化活動に関する情報を入手しやすい環境の整備とともに、施設の利用を促進します。 | 文化・社会教育課 |

■ 主な指標

| 指標名 | 近況値 | 目標値(H33) |
|---------------------------|---------|----------|
| ①文化財の保存活用に携わる市民ボランティア人数 | 354人 | 380人 |
| ②地域の行事やお祭りに積極的に参加している人の割合 | 34.7% | 44.0% |
| ③歴史・文化施設の年間利用者数 | 90,095人 | 105,000人 |

※近況値出典【年度】：①③文化・社会教育課【28】

②光市まちづくり市民アンケート【29】

事業 Pick Up

伝統芸能や祭りの保存・活用・継承

～島田人形浄瑠璃芝居～

島田人形浄瑠璃芝居は、室町時代に発生した疫病の平癒祈願として祇園社（松浦神社）に詣で奉納したことが始まりとされ、およそ540年もの間、受け継がれている光市が誇る伝統芸能です。

毎年8月4日及び5日の2日にわたり奉納上演が実施され、地域文化を目の当たりにする良い機会となっています。

